

2 建設リサイクル Q&A リスト

1 解説編掲載 Q&A

- 1 建設副産物にはどのようなものがあるのか？
- 2 建設廃棄物にはどのような課題があるのか？
- 3 中部における建設リサイクルの現状は？
- 4 再資源化とは何をさすのか？どう行えばよいか？行う際の注意点は？
- 5 建設リサイクル法の対象となる工事は？何をすべきか？
- 6 建設リサイクル推進計画の対象となるのはどのような工事か？
- 7 リサイクル原則化ルールはどのようなルールか？対象工事は？
- 8 建設リサイクルを行う際の、具体的な手順に関する指針はないか？
- 9 グリーン購入法とはどのようなものか？対象工事は？
- 10 公共工事土量調査とはどのようなものか？対象となる機関と工事は？
- 11 土量調査、リサイクル原則化ルール以外の工事間利用促進策は？
- 12 リサイクル原則化ルール、グリーン購入法以外のリサイクル促進策は？

2 その他のQ&A

(i)建設リサイクル法または廃棄物処理法に関するQ&A

- 1 建設廃棄物の処理において発注者の役割とは何か？
- 2 建設廃棄物の処理において元請業者の役割とは何か？
- 3 廃棄物処理法とは、どのようなものか？
- 4 産業廃棄物と一般廃棄物とは、どのような違いがあるのか？
- 5 管理型廃棄物、安定型廃棄物とはどのようなものを言うのか？
- 6 特別管理廃棄物とはどのようなものを言うのか？
- 7 マニフェスト制度とはどのようなものか？紙マニフェスト、電子マニフェストはどのようなものか？
- 8 建設廃棄物の処理責任は誰が負うのか？
- 9 建設副産物の「自ら利用」とはどのようなものか？その際に相談すべき窓口はどこか？
- 10 再生利用認定制度とは、どのような制度か？
- 11 広域認定制度とは、どのようなものを言うのか？
- 12 解体工事の実施に当たり、現場でミンチ解体を行って別の場所で分別してはいけないのか？
- 13 工事現場から出る廃棄物はどのように分別したらよいのか？
- 14 建設リサイクル法の都道府県知事への届出は、受注した建設業者が発注者に代わって提出しても大丈夫か？
- 15 最終処分の確認は具体的にどのようにすればよいのか？
- 16 建設廃棄物の委託契約を行いたいが、業者選定にあたってどのようなことを確認したら良いか？
- 17 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材について、特定建設資材廃棄物に該当するかどうかについて、参考となる情報はどうやったら入手できるか？
- 18 指定建設資材廃棄物である建設発生木材について、縮減処理してよいケースとはどのような場合か？

- 19 特定建設資材廃棄物以外の建設廃棄物のリサイクルはどのように実施すれば良いか？
- 20 建設廃棄物を自社で運搬・処分をしたいのですがどのようにすれば良いか？ また、どのようなことに注意すれば良いか？
- 21 工事現場での中間処理はどのように実施するのか？
- 22 石膏ボードが付着したコンクリート等、分別が困難なものはどう対応すれば良いか？
- 23 コンクリートとアスファルト・コンクリートを分別しないでリサイクルできる施設が近くにある場合、分別する必要はあるか？
- 24 木くずの再資源化施設が近くにない場合でも、遠方の処理施設まで運んで再生処理しなくてはならないのか？

(ii) 土壌汚染対策法に関する Q&A

- 1 要措置区域、形質変更届出時区域とはどのようなものか？
- 2 汚染土壌処理施設とはどのような施設か？
- 3 汚染土壌管理票（汚染土マニフェスト）とはどのようなものか？
- 4 汚染土壌の処理施設、受入施設はどのように探したらいいか？
- 5 建物周辺の土壌汚染の調査を依頼された。その場合は、どのような機関に調査を依頼すればよいか？
- 6 産業廃棄物管理票の交付義務者は排出事業者（元請会社）であるが、搬出汚染土壌管理票の交付義務者はだれになるのか？
- 7 指定区域外から搬出する汚染土壌についても「搬出汚染土壌管理票」を使用しなければならないのか？
- 8 建設工事の実施に当たり、どのようなケースに土壌調査を行わなければならないのか？また、そのような場合、どのような機関に調査を依頼すればよいか？

(iii) 個別品目に関する Q&A

- 1（建設発生木材）CCA 処理木材はどのように判断したらいいか？
- 2（建設発生土）建設工事から発生する建設発生土に関する法規制はあるか？また地方自治体の残土条例・要綱とはどのようなものか？
- 3（建設混合廃棄物）廃棄物の保管ヤードが十分に取れず、搬出時間の制限などもあり、発生した廃材は混合廃棄物として出さざるを得ない状況である場合、混合廃棄物を出す際に留意すべきことは何か？
- 4（建設混合廃棄物）建設混合廃棄物を極力減らすべく、現場分別を実施したいと考えているが、その分別に関して参考となる基準等があるか？
- 5（建設汚泥）個別指定制度、一般指定制度、大臣認定制度とはどのようなものか？
- 6（石膏）廃石膏ボードの処理はどのようにすべきか？
- 7（石綿）建物に吹付け石綿が使用されているか否かの判断方法は？
- 8（石綿）石綿含有建材とはどのようなものか？具体的には、どのような建材があるのか？
- 9（石綿）飛散性及び非飛散性の石綿の除去や取り外し等に係る法律はあるのか？
- 10（石綿）解体工事により発生した石綿含有成形版等の廃棄物は、どのような法令、基準に基づき処理したらよいか？

1 解説編掲載 Q&A

No.	Q	A
1	建設副産物にはどのようなものがあるのか？	建設工事に伴い副次的に得られたすべての物品で、再生資源及び廃棄物を含むものです。具体的には、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物などがあります。
2	建設廃棄物にはどのような課題があるのか？	廃棄物全体に関して、最終処分場の残余容量の不足と、不法投棄の横行が問題となっています。その中でも建設廃棄物は量が多く、不法投棄の割合も大きいことが課題となっています。
3	中部における建設リサイクルの現状は？	建設副産物実態調査（平成 20 年度）の結果では、「建設発生木材（縮減含む）」、「建設混合廃棄物」、「建設発生土」の 3 品目について、「建設リサイクル推進計画 2008（中部地方版）」で定めた再資源化率等の目標値を達成できていません。
4	再資源化とは何をさすのか？どう行えばよいか？行う際の注意点は？	再資源化とは、建設廃棄物に関して、①資材または原材料として利用することができる状態にする行為、②燃料として使用可能なものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為 のことをさします。再資源化をどのように行えばよいかについては、資材ごとに確認する必要があります。また、再資源化のために建設廃棄物を再資源化施設に搬入する場合、再資源化施設をあらかじめ探しておく必要があります。
5	建設リサイクル法の対象となる工事は？何をすべきか？	対象となる工事は特定建設資材を使用する工事で、工事種類によって規模が指定されています。工事においては、①分別解体及び再資源化 ②届出・通知&書面報告の実施 以上二点が義務付けられています。
6	建設リサイクル推進計画の対象となるのはどのような工事か？	国、地方公共団体及び民間が行う建設工事全体を対象としています。直接の対象は国土交通省所管公共工事ですが、他省庁や民間などが行う建設工事においても、建設副産物リサイクル広報推進会議及び各地方建設副産物対策連絡協議会の活動等を通じて、この計画が反映されることが期待されています。
7	リサイクル原則化ルールはどのようなルールか？対象工事は？	国土交通省が発注する公共工事において、経済性のいかんにかかわらず特定の建設副産物のリサイクルを原則として実施することを定めたものです。自治体が発注する公共工事においても、本ルールに即したリサイクル促進が求められています。
8	建設リサイクルを行う際の、具体的な手順に関する指針はないか？	国土交通省が発注する公共工事においては、「建設リサイクルガイドライン」に、推進計画の目標値を達成させるための方法・様式が記載されています。リサイクル計画書の作成など、建設事業の計画・設計段階から施工段階までの各段階、積算、完了の各執行段階における具体的な実施事項・手順についてまとめられています。また、自治体が発注する公共工事においても、本ガイドラインに即したリサイクル促進が求められています。

9	グリーン購入法とはどのようなものか？ 対象工事は？	国等の公的機関が率先して環境物品の調達を推進し、環境物品の適切な情報提供を促進することが定められている法律です。対象となる工事は国による公共工事、地方公共団体による公共工事で、民間工事は努力規定となっています。
10	公共工事土量調査とはどのようなものか？対象となる機関と工事は？	建設発生土の工事間利用を促進させるために、土砂のフローを全体で一括管理・把握する調査です。対象は公共工事、うち 1000 m ³ 以上の土砂の搬出又は 1000 t 以上の建設汚泥の搬出又は 500 m ³ 以上の土砂の搬入がある工事となっています。
11	土量調査、リサイクル原則化ルール以外の工事間利用促進策は？	発生土の工事間利用については、地域内で工事間利用を促進させようと努力する自治体等で様々な取り組みがなされています。例えば静岡県の残土掲示板、愛知県の貯留土システム、東京都の発生土利用調整会議などがあげられます。
12	リサイクル原則化ルール、グリーン購入法以外のリサイクル促進策は？	国による促進策以外にも、独自に制度を創設している都道府県もあります。例えば愛知県では「あいくる」というリサイクル材認証制度を設け、認証材の普及を目指しています。中部地方の他の県でも同様のリサイクル材認証制度があります。

2 その他のQ&A

(i)建設リサイクル法または廃棄物処理法に関するQ&A

No	Q	A
1	建設廃棄物の処理において発注者の役割とは何か？	<p>建設工事では、廃棄物処理の責任は元請業者にあります。建設工事から生ずる廃棄物をきちんと処理するためには、元請業者がその責任を果たすとともに、発注者も協力することが大切です。協力の方法として、</p> <p>①廃棄物の発生が少なくなる設計を心がけ、また、再生材の利用などリサイクルにも心がける。</p> <p>②廃棄物の処理方法は仕様書などで明確に指示し、元請業者に廃棄物処理に関する計画書の提出を求める。</p> <p>③適正な処理費用を計上する。</p> <p>④発注者は責任者を定め、元請業者が廃棄物の処理をきちんと行っているか管理する。</p> <p>⑤工事終了後は元請業者に対し報告を求め、廃棄物が適正に処理されたかどうか確認するなどあげられます。</p>
2	建設廃棄物の処理において元請業者の役割とは何か？	<p>建設工事では、廃棄物処理の責任は元請業者にあります。廃棄物の適正処理のためには、責任者の明確化や廃棄物の処理に関する共通認識を、関係する発注者や下請業者が共有することが大切です。元請業者ができることとして、次のような取り組みをあげることができます。</p> <p>①発注者一元請業者一下請業者間の協力体制を、元請業者が中心となって運営する。</p> <p>②元請業者は、発注者に廃棄物処理に関する計画書を提出する。</p> <p>③元請業者は、現場から排出する廃棄物量の削減に努め、排出する物に関しては分別収集を行い、リサイクルを進める。</p> <p>④廃棄物の取り扱いについて、従業員や関係業者に理解してもらう。</p> <p>⑤現場から出る廃棄物の中身や処理方法について把握し、下請業者任せにはしない。</p> <p>⑥廃棄物を処理する際は、収集運搬業者と処分業者それぞれの許可業者と書面による委託契約を行う。適正な処理費用を支払う。</p> <p>⑦マニフェストを処理業者からきちんと回収し、処理がきちんと行われたか確認する。</p> <p>⑧廃棄物処理の結果を発注者に報告し、処理実績の記録を保存する。</p>
3	廃棄物処理法とは、どのようなものか？	<p>廃棄物の排出の抑制、廃棄物の適正な処理及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。正式な名称は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（これを略して「廃掃法」ともいいます。）といえます。昭和45年に清掃法を全面改正して制定され、その後、数回の大きな改正が行われています。</p> <p>この法律の中では、廃棄物の処理を業として行おうとする場合や廃棄物処理施設の設置を行おうとする場合の許可制や廃棄物の処理を行う場合を守るべき諸基準などの各種規制のほか、都道府県等が関与する廃棄物処理センター制度などを規定しています。</p>

4	産業廃棄物と一般廃棄物とは、どのような違いがあるのか？	<p>産業廃棄物は、廃棄物処理法第2条4項で「1. 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定める廃棄物。」「2. 輸入された廃棄物。」と定義されています。また、廃掃法の第3条に事業者の責務として、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と記されています。建設事業に伴って排出されるごみも産業廃棄物ですが、とくに建設廃棄物と呼ばれています。</p> <p>一般廃棄物は、廃掃法第1条2項で「産業廃棄物以外の廃棄物をいう。」と定義されています。一般家庭から出る生ごみ、破損した食器や空き缶などの燃えないごみ、不要になった家具等の粗大ごみ等のほか事業所から排出されるごみがあり、家庭から出るごみを生活系一般廃棄物、事業所から出る生活系のごみを事業系一般廃棄物と区別しています。一般廃棄物の収集、運搬、処理・処分は、各市町村がその責任を負うことが廃棄物処理法で定められています。</p>
5	管理型廃棄物、安定型廃棄物とはどのようなものを言うのか？	<p>安定廃棄物は安定5品目のことをいいます。安定5品目とは、長期間に渡って自然環境中では性状に変化がなく、環境に与える影響がないとされる廃棄物で、安定型最終処分場で受け入れることが可能な廃棄物です。産業廃棄物のうち、プラスチック類（シュレッダーダスト等を除く）、ゴムくず、ガラスおよび陶磁器くず、金属くず、がれき類（石膏ボードを除く）の5品目をいいます。管理型（産業）廃棄物は、管理型最終処分場で、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、無害な燃えがら、煤塵、汚泥、鉱さい、および処分するためにコンクリート固化処理したものなどです。</p>
6	特別管理廃棄物とはどのようなものを言うのか？	<p>特別管理廃棄物とは、「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」（廃棄物処理法より）のことで、特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物があります。必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っています。具体的には、引火性廃油、強酸、強アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（廃PCB、PCB汚染物、廃石綿、有害物質を含む煤塵、汚泥等）が政省令で指定されています。</p>
7	マニフェスト制度とはどのようなものか？紙マニフェスト、電子マニフェストはどのようなものか？	<p>マニフェストとは、産業廃棄物の排出事業者が処理・処分を外部に委託する際に、処理・処分の終了を確認するために産業廃棄物とともに流通させる「産業廃棄物管理票」のことをいいます。マニフェスト制度とは、マニフェスト伝票を用いて廃棄物処理の流れを確認できるようにし、不法投棄などを防止するためのものです。事業者が廃棄物の処理を委託する際に、受託者に対し産業廃棄物管理票を交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載した産業廃棄物管理票の写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保する制度で、廃棄物処理法において規定されています。</p> <p>マニフェストには、複写式の紙伝票を利用するもの（紙マニフェスト）と電子情報技術を利用するもの（電子マニフェスト）があります。</p>

8	建設廃棄物の処理責任は誰が負うのか？	<p>産業廃棄物の処理責任は、廃棄物処理法において、事業により廃棄物を発生させた事業者（排出事業者）が負うことになっています。建設業の場合、排出事業者は原則として発注者から直接工事を請け負う施工業者（元請業者）です。</p> <p>このため工事の一部である解体工事、杭工事など専門工事業者に下請させた場合でも、これらの工事により発生した建設廃棄物は元請業者の処理責任となるので注意が必要です。また、マニフェストにより、不法投棄が起こった際、当該廃棄物の排出事業者が特定できるシステムであることから、元請業者の下請業者への指導、適正な処理業者との契約が非常に重要となります（ただし例外的に下請業者が排出事業者になる場合もある）。</p>
9	建設副産物の「自ら利用」とはどのようなものか？その際に相談すべき窓口はどこか？	<p>自ら利用とは、建設工事等に伴って発生する産業廃棄物を他人に有償譲渡できる性状にしたものを元請業者などの排出事業者（占有者）が自ら使用することをいいます。</p> <p>中部地方では、岐阜県、岐阜市、静岡県、静岡市、浜松市、愛知県、名古屋市、豊田市、豊橋市、岡崎市、三重県の各自治体の環境部局が窓口となります。</p>
10	「再生利用認定制度」とは、どのような制度か？	<p>廃棄物のリサイクルや減量化に推進するための規制緩和措置として定められた産業廃棄物の再生利用に関わる特例です。廃棄物の減量化を推進するために、生活環境保全上の支障がない等の一定の要件に該当する再生利用に限って、環境大臣が認定することによって処理業および処理施設の設置の許可を不要としています。建設廃棄物については、建設汚泥を「高規格堤防の築造材（地表から1.5m以上の深さの部分に用いられるものに限る。）」として再生利用する場合に、として活用する場合に、大臣認定を受ける対象となることができます。</p>
11	広域認定制度とは、どのようなものを言うのか？	<p>廃棄物の広域的な処理を行うことによって、リサイクルが促進されるなど廃棄物の減量化や適正処理が推進されるとして定められた規制緩和措置です。2003年（平成15年）の廃棄物処理法の改正によって制定され、環境大臣が認定した廃棄物を扱う場合、産業廃棄物処理業に関する地方公共団体ごとの許可は不要となり、広域的な処理が可能となりました。</p>
12	解体工事の実施に当たり、現場でミンチ解体を行って別の場所で分別してはいけないのか？	<p>建設リサイクル法第2条第3項において、分別解体とは、解体工事の場合「建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為」と定義されているため、現場で分別しつつ解体工事を行うことが必要です。</p>

13	<p>工事現場からでる廃棄物はどのように分別したらよいのか？</p>	<p>「建設リサイクル法」で定められている特定建設資材廃棄物のコンクリート、アスファルト・コンクリート、木材は、対象建設工事の場合、どのような時でもしっかりと分別しなければなりません。</p> <p>その他、工事現場から発生する廃棄物は各種ありますが、処分基準がそれぞれ異なるため、受入施設の条件に見合うような分別をすることが必要です。具体的には、次にあげた項目にそって分別する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生利用できる主なもの（①木くず（特定建設資材廃棄物）／②コンクリート塊（特定建設資材廃棄物）／③アスファルト・コンクリート塊（特定建設資材廃棄物）／④ダンボール／⑤その他古紙／⑥空き缶／⑦空きビン／⑧金属くず／⑨石膏ボード、ロックウール吸音版、ALC 等） ●安定型処分場での処分が可能な品目（安定 5 品目：がれき類※、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、ゴムくず、また、次の管理型処分場での処分が必要な品目が混合すると、安定型処分場での処分ができません）。 ●管理型処分場での処分が必要な品目（木くず※、紙くず、繊維くずなど） ●一般廃棄物（生ゴミ、新聞・雑誌、図面・書類など）・・・産業廃棄物と混合させないようにします。 <p>※がれき類、木くずには、特定建設資材のものと混合させないようにします。</p>
14	<p>建設リサイクル法の都道府県知事への届出は、受注した建設業者が発注者に代わって提出しても大丈夫か？</p>	<p>建設リサイクル法では、一定規模の建築物の解体等を実施する場合には、工事を発注する人は、分別解体等の計画について都道府県知事に届けなければなりません。この届出は、原則として発注者本人が届出書受理行政庁に出向いて提出するのが原則です。届出書の提出は、元請業者の担当者が代理で行うことが多いようです。この場合には委任状の提出が必要となります。</p>
15	<p>最終処分の確認は具体的にどのようにすればよいのか？</p>	<p>事業者は中間処理を委託した場合であっても、中間処理後の産業廃棄物の最終処分を確認できるように改正が行われました。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●最終処分業者は、中間処理後の産業廃棄物について最終処分が終了したときは、中間処理業者から交付されたマニフェストに最終処分が終了した旨を記載し、その写しを中間処理業者に送付する。 ●最終処分が終了した旨を記載されたマニフェストの写しの送付を受けた中間処理業者は事業者から交付されたマニフェストに最終処分が終了した旨を記載し、その写しを事業者に送付する。 <p>以上二点より、事業者は中間処理を委託した産業廃棄物の最終処分をマニフェストを通じて確認することができることとされました。</p>

16	建設廃棄物の委託契約を行いたい、業者選定にあたってどのようなことを確認したら良いか？	<p>産業廃棄物処理業の許可内容の確認、処理施設・処理方法の確認、廃棄物の保管・管理状況の確認が必要です。</p> <p>産業廃棄物処理業許可の分類として ①産業廃棄物収集・運搬業者 ②産業廃棄物中間処理業者 ③産業廃棄物最終処分業者 ④特別管理産業廃棄物処理業者があります。許可の有効期限の確認、事業範囲には、業の区分として、収集・運搬、中間処理、最終処分があり、取り扱う産業廃棄物の種類が明示してあります。したがって委託する産業廃棄物が、許可証の事業範囲に含まれていることを確認します。また、廃棄物の発生場所以外の都道府県の処理業者に委託する場合は、発生場所、処分場所それぞれの都道府県知事の許可が必要です。中間処理、最終処分では、管轄する知事に事前に協議や届出が必要な場合もあるので、行政機関に問い合わせて確認することが必要です。処理施設に関しては、委託者は、委託する産業廃棄物の品目に合致した処理方法を選択し、それに適した施設であることの確認が必要です。</p>
17	コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材について、特定建設資材廃棄物に該当するかどうかについて、参考となる情報はどのように入手できるか？	<p>全てを網羅はできませんが、国土交通省のホームページにある建設リサイクル法Q&A（http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/qanda/qanda2.pdf）に、どのような場合に特定建設資材廃棄物に該当するののかについてのQ&Aが掲載されています。まずはこちらを参考にすることができでしょう。</p>
18	指定建設資材廃棄物である建設発生木材について、縮減処理してよいケースとはどのような場合か？	<p>縮減処理してよい場合は、次の2つの条件が必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再資源化施設までの距離：工事現場から50km以内に再資源化を行うための施設がない場合 2. 地理的条件、交通事情その他の事情での運搬車両が通行する道路が整備されていない場合であって、縮減をするために行う運搬に要する費用の額がその再資源化（運搬に該当するものに限る。）に要する費用の額より低い場合
19	特定建設資材廃棄物以外の建設廃棄物のリサイクルはどのように実施すれば良いか？	<p>コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木材以外の建設廃棄物は、「建設リサイクル法」では分別や再資源化が義務付けられていません。特定建設資材廃棄物以外の廃棄物であっても分別することにより再資源化が容易となり経済的に有利となる場合などは、分別を実施することになります。建設廃棄物の分別の実施は、委託契約を結ぶ中間処理施設等の受け入れ基準（分別の種類、程度、料金等）をよく確認して判断してください。</p> <p>また、石膏ボードについては再資源化されるもの以外は、管理型処分場で処分しなければならず、したがって石膏ボードが混入した廃棄物はすべて管理型処分場での処理となり、過大な支出となるので石膏ボードの分別は重要です。</p>

20	建設廃棄物を自社で運搬・処分をしたいのですがどのようにすれば良いか？ また、どのようなことに注意すれば良いか？	産業廃棄物の処理について廃棄物処理法の第 11 条では、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないと記されています。また、第 12 条 3 項で運搬又は処分を他人に委託する場合は、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならないとなっています。したがって、元請業者（排出事業者）が建設廃棄物を自ら収集・運搬する場合は、収集運搬業の許可は不要です。また、自ら処分する場合も処分業の許可は不要ですが、処理施設の能力が一定の規模を超える場合（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条参照）は、施設を設置する際に都道府県知事または政令市長の許可が必要となります。産業廃棄物を収集運搬する際には、その運搬車（自動車など）の両側面に産業廃棄物を収集運搬している旨の表示と排出事業者名を表示しなければなりません（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 7 条の 2 の 2）。また、処理基準と保管基準などを遵守しなくてはなりません。
21	工事現場での中間処理はどのように実施するのか？	<p>廃棄物の搬出量を抑制するため、また、現場内利用を図るため、現場内での中間処理を検討してください。現場内で中間処理を行う場合は、廃棄物処理法や騒音・振動の規制法等、関係法令を順守するとともに、周辺環境への影響にも十分配慮することが必要となります。中間処理には、①建設汚泥の脱水、乾燥、②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くずの破砕 等があります。ただし、現場内で中間処理を行う場合、施設の処理能力に應じ都道府県知事又は政令市長の許可が必要となる現場での焼却はダイオキシン類発生の要因となりますので行ってはいけません。</p> <p>廃棄物処理法では、廃棄物を処理する場合は自ら処理するか、廃棄物処理業の許可を受けたものしか処理できないことになっています。したがって、現場で処理する場合、排出事業者（＝元請業者）が自ら処理を実施する必要があります。この場合、廃棄物の処理施設が自社設備（リースやレンタルでも可）であり、雇用関係にある社員（運転者等）が処理することが必要です。</p>
22	石膏ボードが付着したコンクリート等、分別が困難なものはどう対応すれば良いか？	<p>分別解体等の行為については、特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別回収するために適切な施工方法に関する基準を定めることとしております。</p> <p>基準では、施工手順を示しており、特定建設資材の分別は、従来から一般的に行われている分別解体工事の手順に準拠して行われることを基本としています。</p>
23	コンクリートとアスファルト・コンクリートを分別しないでリサイクルできる施設が近くにある場合、分別する必要はあるか？	コンクリートもアスファルト・コンクリートも特定建設資材であり、分別解体を実施すること、再資源化することが義務付けられています。ただし、現場での分別解体をどの程度まで実施するかについては、再資源化施設の受入条件を踏まえて、受け入れ可能となる状態にするまでの処理を行えば良いことになっています。

24	木くずの再資源化施設が近くにない場合でも、遠方の処理施設まで運んで再生処理しなくてはならないのか？	縮減処理してよい場合は、次の2つの条件が必要です。 1. 再資源化施設までの距離：工事現場から50km以内に再資源化を行うための施設がない場合 2. 地理的条件、交通事情その他の事情での運搬車両が通行する道路が整備されていない場合であって、縮減をするために行う運搬に要する費用の額がその再資源化（運搬に該当するものに限る。）に要する費用の額より低い場合
----	---	--

(ii) 土壌汚染対策法に関する Q&A

No.	Q	A
1	要措置区域、形質変更届出時区域とはどのようなものか？	要措置区域とは、土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため汚染除去などの措置が必要な区域。 形質変更時届出区域とは、土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれに関する基準に該当しない区域。
2	汚染土壌処理施設とはどのような施設か？	有害物質や油に汚染された土壌を浄化・処理する施設のことをいいます。浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設、分別等処理施設があります。平成21年4月に公布された土壌汚染対策法の改正により、汚染土壌の処理を業として行おうとするものは、汚染土壌の処理の事業に供する施設（汚染土壌処理施設）ごとに、当該汚染土壌処理施設の所在地を所管する都道府県知事の許可を受けなければならない、という許可制度が新たに設けられました。
3	汚染土壌管理票（汚染土マニフェスト）とはどのようなものか？	土壌汚染対策法においては、指定区域から搬出される汚染土について、誰が、何を、どこからどこへ運搬し、処分したかを明らかにすることができる「汚染土管理票」制度を定め、これを使用することを義務付けています。また、指定区域以外から搬出される汚染土についても、このシステムを用いた適正な管理を図ることを求めています。
4	汚染土壌の処理施設、受入施設はどのように探したらいいか？	汚染土壌の処理施設や受け入れ施設を探すには、例えば（社）土壌環境センターの会員企業は、土壌環境ビジネスを専門とするコンサルタントが登録されているのでコンサルタントの担当者に相談することができます。また、土壌環境センターのHPでも、土壌環境ビジネスを専門とするコンサルタントを検索できます。また、環境省のHPで「土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業者一覧」が公開されています。
5	建物周辺の土壌汚染の調査を依頼された。その場合は、どのような機関に調査を依頼すればよいか？	土壌汚染の調査は、土壌汚染対策法に基づく基準に従って有害性や対策を判定します。また、調査は環境大臣指定の調査機関（第三者機関）に依頼することになっています。

6	産業廃棄物管理票の交付義務者は排出事業者（元請会社）であるが、搬出汚染土壤管理票の交付義務者はだれになるのか？	搬出汚染土壤管理票の交付を義務付けられているのは、「汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた者」または「土地の形質の変更をしようとする者」（発注者）であり、委託を受けた搬出実施者（元請会社）が交付者に代わってこれを行うことができるとされています。
7	指定区域外から搬出する汚染土壤についても「搬出汚染土壤管理票」を使用しなければならないのか？	法の義務付けではなく、通知で告示に基づき処分等を行うことが望ましいとなっています。何らかの管理は必要ですが必ずしも「搬出汚染土壤管理票」を使用する必要はありません。
8	建設工事の実施に当たり、どのようなケースに土壤調査を行わなければならないのか？また、そのような場合、どのような機関に調査を依頼すればよいのか？	土壤汚染調査が義務付けられるのは、有害物質使用特定施設の使用の廃止時や、3000 m ² 以上の土地の形質変更時等です。建設工事において 3000 m ² 以上の土地を形質変更（掘削する面積＋盛り土する面積≥3000 m ² ）する場合は、都道府県知事への届出が必要となることに注意が必要です。都道府県知事が改変をしようとする土地に汚染のおそれがあるかどうかを判断し、汚染のおそれがあると判断された場合には調査命令が出て、必ず調査が必要になります。また調査機関については、「調査を的確に実施することができる者を環境大臣が指定し、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染の調査を行う者は、当該指定を受けた者（指定調査機関）のみに限るとともに、この指定調査機関について環境大臣が必要な監督等を行う」とされています。

(iii) 個別品目に関する Q&A

No	品目	Q	A
1	建設発生木材	CCA 処理木材はどのように判断したらいいか？	CCA 処理木材は、有害なシロアリなどから木造住宅を守るために多く使用されていましたが、1997 年以降水質汚濁防止法でヒ素の排出基準が強化されたことなどを契機として生産が激減しました。それ以前の 1965 年から 1997 年に建築された木造住宅の床回りの土台や根太部分等には CCA 処理木材が使用されている可能性は高いといえます。より確実な方法としては、試薬等による判別方法や、専門機器による判別方法もあります。
2	建設発生土	建設工事から発生する建設発生土に関する法規制はあるか？また地方自治体の残土条例・要綱とはどのようなものか？	受入地で埋立、盛土を行うにあたって、土地利用、自然環境保全、防災等に関する関係法令のうち該当するものについては、これら法令に定める諸手続を行わなければなりません。また、地方自治体によってはいわゆる「残土条例」を制定している場合があるので、あらかじめ各自治体の担当部局に問い合わせを行い条例等の有無について確認を行うとともに、所要の手続を行わなければなりません。

3	建設 混合 廃棄 物	廃棄物の保管ヤードが十分に取れず、搬出時間の制限などもあり、発生した廃材は混合廃棄物として出さざるを得ない状況である場合、混合廃棄物を出す際に留意すべきことは何か？	<p>混合廃棄物として搬出する場合、搬出先（処理委託業者）の許可内容を確認しておく必要があります。通常、混合廃棄物には、廃プラスチック類・がれき類などの安定型産業廃棄物や建設発生木材・紙くすなどの管理型産業廃棄物が混入されているので、委託する処理業者は、これらの種類の廃棄物処理の許可を得なければなりません。許可内容の確認の際には、処理能力についても確認しておかなければなりません。また、最終処分量をできるだけ少なくするために、混合廃棄物を選別し、有効な処理を行っているかなどの評価も必要です。</p> <p>また、マニフェストに記入する際には混合廃棄物に含まれる廃棄物の種類に○を付し、混合廃棄物の欄に全体の数量を記入することに留意する必要があります。</p>
4		建設混合廃棄物を極力減らすべく、現場分別を実施したいと考えているが、その分別に関して参考となる基準等があるか？	<p>国土交通省「第4回首都圏建設副産物小口巡回共同回収システム構築協議会」（平成20年）において決定された、現場分別の基準を参考にすることができます</p> <p>（http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/fukusanbutsu/koguchijunkai/04/04_1_betten.pdf</p> <p>あるいは</p> <p>http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/fukusanbutsu/koguchijunkai/04/04_2_betten.pdf</p>
5	建設 汚泥	個別指定制度、一般指定制度、大臣認定制度とはどのようなものか？	<p>再生利用指定制度とは、廃棄物処理法により定められた制度で、再生利用されることが確実な廃棄物のみを処理を業として行う者を、都道府県知事等（都道府県知事および保健所を設置する政令市にあっては市長）が指定し、廃棄物の再生利用を容易にするための制度で、その中に個別指定と一般指定があります。</p> <p>個別指定とは、指定を受けようとする者の申請により、都道府県知事等が審査し、指定するもので、廃棄物の種類、発生場所、利用の場所および用途が指定されます。</p> <p>一般指定とは、都道府県等内で同一形態の取引が多数存在する場合において、指定を受けようとする者の申請によらず、都道府県等が産業廃棄物を特定し、都道府県知事等がその収集、運搬および処分を行う者を一般的に指定することをいいます。</p> <p>再生利用認定制度（大臣認定制度）とは、認定を受けようとする者の申請を受け、環境大臣が基準に従って審査し、認定するものです。認定を受けると、産業廃棄物処理業の許可および処理施設設置の許可を受けずに当該廃棄物の収集、運搬および処理行為を業として行うことができ、また当該廃棄物の処理施設を設置することができます。</p>

6	石膏	廃石膏ボードの処理はどのようにすべきか？	<p>廃石膏ボードは、他の資材と分別して中間処分施設へ搬出することで、石膏ボード用原料への再生や、土質改良材など他の用途として再生利用することが可能となっています。なお、埋立処分する際には、硫化水素発生可能性があることから、管理型最終処分場に搬出しなければなりません。国土交通省のHPに「廃石膏ボード現場分別解体マニュアル」が掲載されており、現場ではそちらを参考にすることができます。</p> <p>(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/manual/sekkou_syousai.pdf)</p>
7	石綿	建物に吹付け石綿が使用されているか否かの判断方法は？	<p>吹付け石綿が使用され始めたのは昭和30年頃で、昭和50年に労働安全衛生法で禁止されましたが昭和54年頃まで吹き付けロックウールの一部（含有率5%以下）として使用されていました。建物の建てられた年代や使用場所、商品名等で、ある程度の目安はつけることができます。</p>
8	石綿	石綿含有建材とはどのようなものか？具体的には、どのような建材があるのか？	<p>石綿含有建材とは、次のような建材をさします。</p> <p>①石綿（繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト）の特性を活かす目的で、製造時に石綿（アスベスト）を使用した建材。</p> <p>②製造工程等で発生する石綿（アスベスト）含有製品の副産物（端材等）を原材料・副資材として使用した建材で、石綿（アスベスト）含有率が0.1%超であることが判明している建材。</p> <p>③製造時に、天然鉱物（タルク、セピオライト、バーミキュライト、天然ブルーサイト及び蛇紋岩）を原料として使用し、石綿（アスベスト）含有率が0.1%超であることが判明している建材。</p> <p>(HP 石綿（アスベスト）含有建材データベース (http://www.asbestos-database.jp/) 参照)</p>
9		飛散性及び非飛散性の石綿の除去や取り外し等に係る法律はあるのか？	<p>飛散性及び非飛散性の石綿の除去や取り外し等の際の飛散防止やばく露防止その他必要な措置を規定する法律としては、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則、大気汚染防止法及び同法に係る都道府県の条例、廃棄物処理法等があります。飛散性及び非飛散性の石綿の除去や取り外し等並びに収集・運搬及び処理にあたっては、これらの関係法令を遵守して行う必要があります。</p>
10		解体工事により発生した石綿含有成形版等の廃棄物は、どのような法令、基準に基づき処理したらよいのか？	<p>廃棄物処理法及び同法に係る環境省通知や基準、都道府県及び政令市の条例等並びに指針類等の規定によります。また、石綿含有成形版等を受け入れる最終処分場等では受入基準等を定めている場合もあり、当該受入基準等に従う必要があります。</p>

